

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第7号

専 決 処 分 書

令和元年度岩出市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

## 令和元年度岩出市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度岩出市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,009千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,802,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第5号）」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正（第 5 号）

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		121,000	162	121,162
	3. 森林環境譲与税	2,000	162	2,162
6. 地方消費税交付金		860,000	△35,476	824,524
	1. 地方消費税交付金	860,000	△35,476	824,524
11. 地方交付税		3,450,000	300,841	3,750,841
	1. 地方交付税	3,450,000	300,841	3,750,841
13. 分担金及び負担金		417,667	△19,948	397,719
	1. 分担金	3,639	△433	3,206
	2. 負担金	414,028	△19,515	394,513
14. 使用料及び手数料		177,934	20,000	197,934
	2. 手数料	120,764	20,000	140,764
15. 国庫支出金		2,962,677	△85,329	2,877,348
	1. 国庫負担金	2,071,216	△68,117	2,003,099
	2. 国庫補助金	878,254	△17,212	861,042
16. 県支出金		1,394,575	△19,912	1,374,663
	1. 県負担金	899,653	20,721	920,374
	2. 県補助金	344,079	△39,825	304,254

	3. 県委託金	150,843	△808	150,035
17. 財産収入		10,736	20,944	31,680
	2. 財産売払収入	9,184	20,944	30,128
19. 繰入金		327,861	△12,373	315,488
	1. 繰入金	327,861	△12,373	315,488
22. 市債		1,219,925	△101,900	1,118,025
	1. 市債	1,219,925	△101,900	1,118,025
補正されなかった款項にかかる分		6,793,037		6,793,037
歳入合計		17,735,412	67,009	17,802,421

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,408,594	△94,834	1,313,760
	1. 総務管理費	1,090,250	△82,779	1,007,471
	2. 徴税費	206,439	△4,598	201,841
	3. 戸籍住民基本台帳費	75,092	△6,649	68,443
	5. 統計調査費	4,539	△808	3,731
3. 民生費		7,657,447	△137,520	7,519,927

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 社会福祉費	3,642,367	△33,388	3,608,979
	2. 児童福祉費	3,175,989	△3,358	3,172,631
	3. 生活保護費	838,991	△100,774	738,217
4. 衛生費		2,124,180	9,977	2,134,157
	1. 保健衛生費	1,158,538	△32,009	1,126,529
	2. 清掃費	965,642	41,986	1,007,628
5. 農林業費		114,300	△6,872	107,428
	1. 農業費	100,616	△6,872	93,744
	2. 林業費	13,684	0	13,684
6. 商工費		181,720	△2,235	179,485
	1. 商工費	181,720	△2,235	179,485
7. 土木費		1,642,801	106,155	1,748,956
	4. 都市計画費	869,766	115,580	985,346
	5. 住宅費	44,445	△9,425	35,020
8. 消防費		1,213,295	△55,545	1,157,750
	1. 消防費	1,213,295	△55,545	1,157,750
9. 教育費		1,579,755	△85,951	1,493,804

	2. 小学校費	412,962	△27,050	385,912
	3. 中学校費	186,505	△17,001	169,504
	5. 社会教育費	340,471	△4,877	335,594
	6. 保健体育費	491,328	△37,023	454,305
11. 公債費		1,275,028	△15,539	1,259,489
	1. 公債費	1,275,028	△15,539	1,259,489
12. 諸支出金		346,086	349,373	695,459
	2. 基金費	346,085	349,373	695,458
補正されなかった款項にかかる分		192,206		192,206
歳 出 合 計		17,735,412	67,009	17,802,421

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金額
2 総務費	1 一般管理費	公共施設省エネルギー化検討事業	千円 6,471
8 消防費	1 消防施設費	防災公園建設事業	239,415



第 3 表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業	千円 575,000	普通貸借  又は	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 474,000	普通貸借  又は	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業	59,300	証券発行	利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)		58,400	証券発行	利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)	
計	634,300				532,400			



議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第8号

専 決 処 分 書

令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和元年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年度岩出市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

5,634,915千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入

歳出予算補正（第5号）」による。

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正 ( 第 5 号 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		3,995,609	1,241	3,996,850
	1. 県補助金	3,995,608	1,241	3,996,849
5. 繰入金		367,687	33,304	400,991
	1. 他会計繰入金	365,923	33,304	399,227
7. 諸収入		44,559	△18,880	25,679
	1. 延滞金及び過料	30,500	△18,880	11,620
補正されなかった款項にかかる分		1,211,395		1,211,395
歳 入 合 計		5,619,250	15,665	5,634,915

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 基金積立金		81,219	15,665	96,884
	1. 基金積立金	81,219	15,665	96,884
補正されなかった款項にかかる分		5,538,031		5,538,031
歳 出 合 計		5,619,250	15,665	5,634,915

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第9号

専 決 処 分 書

令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸



令和元年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和元年度岩出市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,696千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,265,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第5号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 ( 第 5 号 )

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		679,050	△11,664	667,386
	1. 国庫負担金	553,282	△7,487	545,795
	2. 国庫補助金	125,768	△4,177	121,591
5. 県支出金		441,159	4,807	445,966
	1. 県負担金	414,249	6,585	420,834
	2. 県補助金	26,910	△1,778	25,132
7. 繰入金		501,550	△7,839	493,711
	1. 一般会計繰入金	491,265	△7,839	483,426
補正されなかった款項にかかる分		1,658,838		1,658,838
歳 入 合 計		3,280,597	△14,696	3,265,901

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		67,329	△4,186	63,143
	1. 総務管理費	28,589	△2,740	25,849
	3. 介護認定審査会費	35,968	△1,446	34,522
2. 保険給付費		2,977,016	△6,306	2,970,710

	2. 介護予防サービス等諸費	86,019	△6,306	79,713
4. 地域支援事業費		206,892	△18,689	188,203
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	138,374	△16,471	121,903
	3. 包括的支援事業・任意事業費	64,554	△2,218	62,336
5. 諸支出金		24,026	14,485	38,511
	3. 基金費	9,244	14,485	23,729
補正されなかった款項にかかる分		5,334		5,334
歳 出 合 計		3,280,597	△14,696	3,265,901



議案第 31 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第10号

専決処分書

令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和元年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和元年度岩出市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95,379千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,305,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第4号）」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正 ( 第 4 号 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		40,952	49,405	90,357
	1. 分担金	1	7,853	7,854
	2. 負担金	40,951	41,552	82,503
6. 繰入金		793,505	△34,420	759,085
	1. 繰入金	793,505	△34,420	759,085
8. 諸収入		51,245	△12,664	38,581
	1. 雑入	51,244	△12,664	38,580
9. 市債		1,438,200	△97,700	1,340,500
	1. 市債	1,438,200	△97,700	1,340,500
補正されなかった款項にかかる分		1,076,925		1,076,925
歳 入 合 計		3,400,827	△95,379	3,305,448

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		250,484	△19,228	231,256
	1. 総務管理費	250,484	△19,228	231,256
2. 事業費		2,428,309	△51,308	2,377,001



	1. 事業費	2, 428, 309	△51, 308	2, 377, 001
3. 公債費		652, 102	△24, 843	627, 259
	1. 公債費	652, 102	△24, 843	627, 259
補正されなかった款項にかかる分		69, 932		69, 932
歳	出	合	計	
		3, 400, 827	△95, 379	3, 305, 448

第2表

地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	千円 1,438,200	普通貸借  又は  証券発行	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 1,340,500	普通貸借  又は  証券発行	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構等資金について、利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり  
専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第11号

専 決 処 分 書

令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

## 令和元年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度岩出市の墓園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（元号の表示）

第1条 予算における元号の表示を「令和」に統一する。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,633千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第1号）」による。

第 1 表  
歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正 ( 第 1 号 )

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		6,000	△2,520	3,480
	1. 分担金	6,000	△2,520	3,480
2. 使用料及び手数料		24,891	△10,448	14,443
	1. 使用料	24,891	△10,448	14,443
3. 繰入金		8,331	2,335	10,666
	1. 繰入金	8,331	2,335	10,666
補正されなかった款項にかかる分				
歳 入 合 計		39,222	△10,633	28,589

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		17,628	1,890	19,518
	1. 事業費	17,628	1,890	19,518
2. 諸支出金		21,444	△12,373	9,071
	1. 他会計繰出金	21,444	△12,373	9,071
3. 公債費		150	△150	0
	1. 公債費	150	△150	0

補正されなかった款項にかかる分			
歳出合計	39,222	△10,633	28,589

